

経営者が
知っておきたい

労務管理のポイント

社会保険労務士
佐竹康男



第33回 労働者の損害賠償責任



労働者が業務中に会社に損害を与えた場合、会社は労働者に対して損害賠償請求ができる場合がありますが、全額賠償請求できるかどうか、また、賃金からその分を控除できるのかどうか、しばしば問題になります。今回は、労働者の損害賠償責任と賃金との相殺について解説します。

労働者の損害賠償責任



営業の石川が、得意先の社屋の門柱に車をぶつけて、その修理代金20万円を会社が負担したのだが、本人にその分を請求をすることはできるかな。



石川さんのミスであることが、はっきりしているのであれば、請求は可能です。

労働基準法では、違約金又は損害賠償額を予定することは禁止されていますが、発生した実損害額の賠償はその規定には該当しませんので、現実には損害が生じた場合は、損害賠償を請求することは可能です。

ただし、労働者に全額負担してもらえるかどうかはその事案と状況により、判断されます。業務遂行過程で生じた事故については、公平性の見地からも、使用者が一定限度責任を持たなければならないことも考えておく必要があります（下記判例参照）。

使用者がその事業の執行につきなされた被用者（労働者）の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる（茨城石炭商事事件・最一小判昭和51年7月8日）



全面的に石川のミスによるものだとしても、全額賠償請求するつもりはないのだが、いくらぐらいが妥当かな。



具体的な額の算定は、なかなか判断の難しいところだと思いますが、今回の場合は、業務遂行過程で生じた事故であることは明らかなので、損害額の4分の1程度が妥当な額ではないでしょうか。



5万円程度であれば、本人も納得してくれそうだな。その賠償金を賃金から控除することはできるかな。

損害賠償額の賃金からの控除



原則として、賃金から控除することはできません。労働基準法の賃金の全額払い違反になります（前月号参照）。

しかし、石川さんが自由な意思に基づいて損害賠償金を賃金から控除（相殺）することに同意した場合は、控除できます（下記判例参照）。

使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することは、労働基準法第24条の趣旨より、禁止されるが、労働者が自由な意思に基づき相殺に同意した場合においては、その同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、その相殺は労働基準法第24条に違反するものではない。（最高裁昭和44年（オ）1073号他）



賃金と相殺することは、法律的には難しいということだな。



そうですね。今回の場合は、額も少額ですので、賃金と相殺するのではなく、別途損害賠償金を徴収したほうが良いと思います。



Communication

法定事務のオールラウンドプレイヤー 納税協会の 総務管理者養成講座

講義コース 『大阪教室・春期夜間講座』

開催日時 4月2日(金)～6月17日(木)のうち22日間
(原則として火・木、週2回、18:00～20:30、計55時間)
会場 財納税協会連合会 研修センター
(大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館大同生命ビル10階)

通信コース 常時受け付けています。（「教育訓練給付金制度」指定講座）

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料 (消費税込)
講義コース (納税協会会員) 64,050円
// (非会員) 74,550円
通信コース (納税協会会員) 51,450円
// (非会員) 61,950円

くわしくは下記まで



財団法人 納税協会連合会 事業部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

<納税協会ホームページ> 案内掲載中

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

新刊書のご案内

平成22年3月申告用 所得税の 確定申告の 手引

申告書全様式
の記入例つき

辻 誠一 編

■B5判・定価 1,890円

確定申告は
この1冊で万全！

申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめた工夫編集。



平成21年12月改訂 減価償却 実務問答集

原田 憲 編

■A5判・定価 2,940円

最新の法令・通達及び豊富な事例に基づき、法人の減価償却にまつわる実務をQ&A方式で解説。

●付録●
別表第一を中心とした
50音順耐用年数早見表



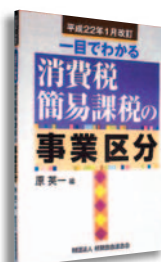
平成22年1月改訂 一目でわかる 消費税 簡易課税の 事業区分

原 英一 編

■B5判・定価 1,470円

簡易課税制度の
事業区分が即座に
わかる！

消費税の基本的なしくみや簡易課税制度について、図表を交えわかりやすく解説。事業者の方々の業種を体系的、網羅的に整理。



◆お求めはお近くの納税協会へ（税込価格）